

株式等取扱規程

2019年4月1日改正

武田薬品工業株式会社

株式等取扱規程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび株主の権利行使に関する手続等については、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主の振替口座の口座管理機関である証券会社等（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第 10 条に基づき、この規程に定めるところによる。

第 2 条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

第 3 条 (請求または届出)

この規程による請求または届出は当会社の定める書式による。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第 24 条第 1 項に定める場合は、この限りでない。

- ②前項の請求または届出について、代理人によって行うときは代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出するものとする。
- ③当会社は、第 1 項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- ④当会社は、第 1 項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求または届出を受理しない。
- ⑥この規程による請求または届出に保証人を要するときは、その保証人は当会社の適当と認めるものでなければならない。

第 2 章 株主名簿等への記載または記録等

第 4 条 (株主名簿への記載または記録)

当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

②当社は、機構より住所の変更の通知その他の株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。

③前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

第 5 条 (株主名簿に使用する文字等)

当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第 6 条 (新株予約権原簿への記載または記録等)

新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録・移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、書面により、株主名簿管理人に対して行うものとする。

②前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 質権の登録

第 7 条 (質権の登録および抹消)

質権の登録、変更またはその抹消の請求は、機構の定める手続によるものとする。

第 4 章 諸 届

第 8 条 (株主等の住所および氏名または名称の届出)

株主名簿に記載または記録される者(以下「株主等」という。)は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。

②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第 9 条 (外国居住株主等の届出)

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

②常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

③第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第 10 条 (法人の代表者)

株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第 11 条 (共有株式の代表者)

株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第 12 条 (法定代理人)

親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

②前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第 13 条 (その他の届出)

第8条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

②証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第 14 条 (新株予約権者の届出事項等)

当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第8条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第 5 章 単元未満株式の買取り

第 15 条 (買取請求の方法)

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

②前項の単元未満株式の買取りを請求した株主は、機構の定める場合を除き、当該請求を撤回することができない。

第 16 条 (買取価格の決定)

前条の請求による単元未満株式の1株あたりの買取価格は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東京市場」という。）における最終価格とする。ただし、その日に東京市場において売買取引がないときは、その後東京市場において最初になされた売買取引の成立価格とする。

②前項による1株あたりの買取価格に買取請求株式数を乗じた額をもって買取代金とする。

第 17 条 (買取代金の支払い)

当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

②前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までには支払う。

第 18 条 (買取株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続を完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第 6 章 単元未満株式の買増し

第 19 条 (買増請求の方法)

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

②前項の単元未満株式の買増しを請求した株主は、機構の定める場合を除き、当該請求を撤回することができない。

第 20 条 (買増請求の制限)

同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第 21 条 (買増価格の決定)

買増請求による单元未満株式の 1 株あたりの買増価格は、第 19 条の請求が、第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京市場における最終価格とする。ただし、その日に東京市場において売買取引がないときは、第 16 条第 1 項ただし書の規定を準用する。

②前項による 1 株あたりの買増価格に買増請求株式数を乗じた額をもって買増代金とする。

第 22 条 (買増請求の受付停止)

当会社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3 月 31 日
- (2) 6 月 30 日
- (3) 9 月 30 日
- (4) 12 月 31 日
- (5) その他の株主確定日

②前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第 23 条 (買増株式の移転の時期)

買増請求を受けた单元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求をした株主の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第 7 章 少数株主権等の行使方法

第 24 条 (少数株主権等の行使方法)

社債、株式等の振替に関する法律 (以下「振替法」という。) 第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、証券会社等に対し個別株主通知 (振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。) の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

②前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項および第 5 項を適用

するものとする。

第 25 条 (株主提案議案の株主総会参考書類)

前条第 1 項に定めるところにより、株主が会社法第 305 条第 1 項に基づく請求を行う場合には、提案する以下の各号の事項について、それぞれ各号に定める字数以内（ただし、当社が必要と認め別途分量を定める場合には当該分量の範囲内）でその内容を前条第 1 項の書面に記載するものとする。なお、この場合、株主は、当社が別途それらに関する概要の添付を求めるときは、当該概要をも提出しなければならない。

1. 提案の理由：400 字

2. 議案の要領：400 字

(ただし、取締役、監査等委員である取締役および会計監査人の選任議案については、それぞれ会社法施行規則第 74 条、第 74 条の 3 および第 77 条に規定する事項：1 候補者につき 400 字)

第 8 章 特別口座の特例

第 26 条 (特別口座の特例)

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、この規程の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

付 則

この規程の変更は取締役会の決議によって行う。

以 上